

「土木工事一時中止ガイドライン（案）」

平成 2 9 年 1 1 月

熊本市

目 次

1 . ガイドライン策定の背景	P.1
(1) 工事発注の基本的な考え方	P.1
(2) 工事発注の現状	P.1
(3) 現状における課題	P.1
(4) 改正品確法の施行	P.1
(5) ガイドラインの策定	P.1
2 . 基本フロー	P.2
3 . 発注者の中止指示義務	P.3
4 . 工事を中止すべき場合	P.4
5 . 中止の指示・通知	P.5
6 . 基本計画書の作成	P.6
7 . 工期短縮計画書の作成	P.7
8 . 請負代金額又は工期の変更	P.8
9 . 増加費用の考え方	P.9
(1) 本体工事施工中に中止した場合	P.9
(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	P.10
(3) 契約後準備工着手前に中止した場合	P.14
(4) 準備工期間に中止した場合	P.15
10 . 増加費用の設計書及び事務処理上の取り扱い	P.16
(参考資料)	
・増加費用の費目と内容	P.17
・工事請負代金の構成	P.20
・増加費用等の見積書の例	P.21
・工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）	P.23

1．ガイドライン策定の背景

（１）工事発注の基本的な考え方

公共工事の発注に際しては、地元との協議、工事用地の確保、占用事業者等との協議、関係機関との協議等を整えたうえで、適正な工期を確保して発注を行うことが基本となります。

（２）工事発注の現状

公共工事は、前述のように受注者が円滑に施工できる環境を整えたうえで工事を発注することが原則ですが、部分的に協議が未確定であったり、年度末に工期が集中したりするなどの現状が見られるところです。

（３）現状における課題

発注者は、工事の施工途中で受注者の責めに帰すことができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければなりません。

しかし、一時中止の指示が明確でないことから、現場管理費等の増加や現場代理人の配置といった面で受注者の負担が増しているといった指摘があります。

（４）改正品確法の施行

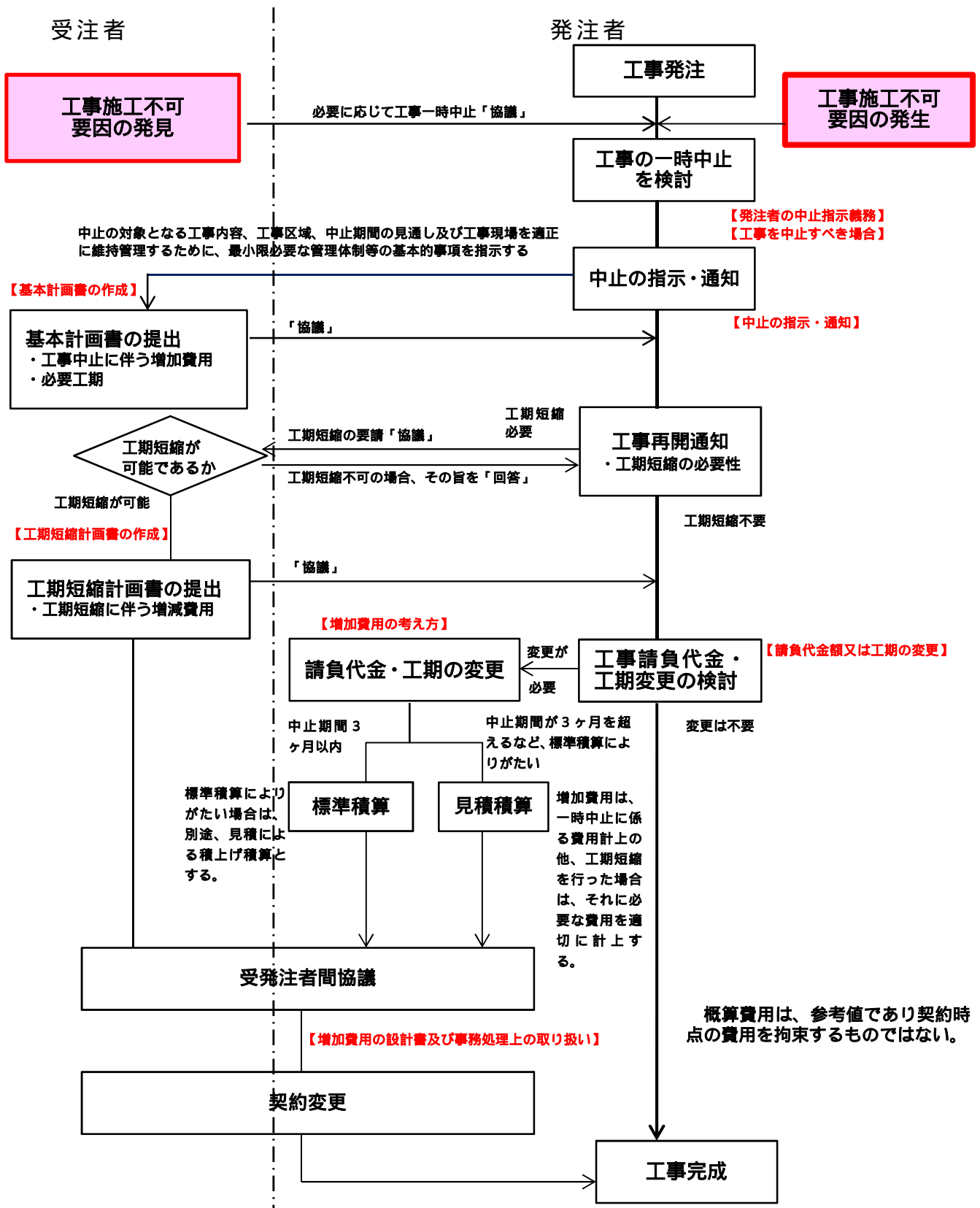
平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「改正品確法」という。）では、建設業界の疲弊を招く原因にも切り込み、現在だけでなく、将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう「担い手の育成と確保」を新たな目的に加えており、第7条第1項第5号において、発注者の責務として、「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金額の変更又は工期の変更」を明記しています。

（５）ガイドラインの策定

本ガイドラインは、これらの課題や改正品確法の趣旨を踏まえて、受発注者が工事一時中止に関して、適正な対応を行うために策定したものです。

2. 基本フロー

工事の一時中止に係る手続きの基本的な流れを下図に示します。



3 . 発注者の中止指示義務

発注者は、受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者は、熊本市公共工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第20条第1項の規定に基づき、工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければなりません。

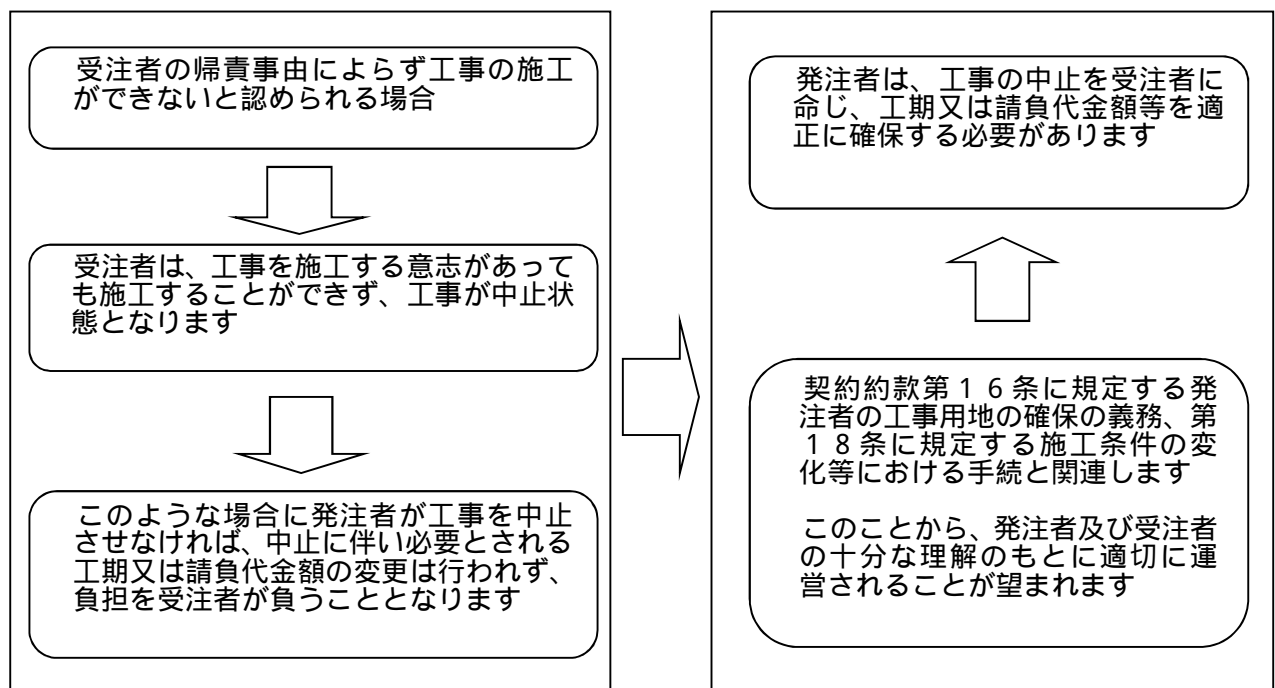
受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行うことができます。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示します。

【資料：契約約款】

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



注) 1 工事を全面的に一時中止している期間は、現場代理人の常駐義務はない。

4 . 工事を中止すべき場合

契約約款第20条第1項では、「受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工することができないと認められるとき」として、以下の二つの事象が規定されています。

「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」

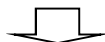
「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。

一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味します。

以下に、上記 及び の各ケースの考え方を示します。

工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合とは



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われない場合
(契約約款第16条)
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合
(契約約款第18条)

自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合とは



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれます。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれます。

5 . 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通しの中止内容を受注者に通知しなければなりません。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとします。

発注者の中止権



発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができます。

「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られます。

受注者による中止事案の確認請求



受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができます。

工事の中止期間



受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多く存在します。

このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。

発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければなりません。

中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなります。

6．基本計画書の作成

工事を中止した場合において、土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 6 第 3 項に基づき、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければなりません。

実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議します。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにします。

受注者は、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更計画書を作成し、受発注者間で協議します。

【参考 土木工事共通仕様書】

1 - 1 - 1 6 工事の一時中止

(第 1 項、第 2 項省略)

3．前 1 項及び 2 項の場合において、**受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。** また、**受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。**

【基本計画書の記載内容】

基本計画書作成の目的

中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事

中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事

工事現場の維持・管理に関する基本事項

工事再開に向けた方策

工事一時中止に伴う増加費用 及び算定根拠

基本計画書に変更が生じた場合の手続き

指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載します。

【工事現場の管理責任】

中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとします。

受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

7 . 工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図ります。

受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行います。

協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにします。

【記載内容】

工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること

短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること

工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

【工期の変更】

受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努めます。

工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行います。

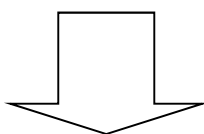
8 . 請負代金額又は工期の変更

契約約款第20条第3項の規定に基づき、発注者が工事の中止を指示した場合において「必要があると認められる」ときは、発注者は請負代金額又は工期を変更しなければなりません。

また、同条項の規定により、工事中止に伴い受注者が増加費用を必要とし又は受注者に損害を及ぼした場合、発注者はこれを負担しなければなりません。

「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味します。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。



請負代金額の変更

発注者は、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければなりません。

増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

増加費用と損害は区別しないものとします。

工期の変更

工期の変更期間は、原則として、妥当な工事中止期間とします。

地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間も含めて工期延期することも可能とします。

9 . 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の適用とその範囲

増加費用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う中止期間中の増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。

増加費用として積算する範囲は、以下に示す費用とします。

- 工事現場の維持に要する費用
- 工事体制の縮小に要する費用
- 工事の再開準備に要する費用
- 中止により工期延長となる場合の費用
- 工期短縮を行った場合の費用

【工事現場の維持に要する費用】

- 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術者を保持するために必要とされる費用等
- 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

【工事体制の縮小に要する費用】

- 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用等

【工事の再開準備に要する費用】

- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術者の転入に要する費用

【中止により工期延期となる場合の費用】

- 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

【工期短縮を行った場合の費用】

- 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事を指します。

(2) 工期短縮を行った場合 (当初設計から施工条件の変更がない場合)

■ 増加費用の考え方

工期短縮の要因が受注者の責めによらないもの・・・【増加費用を見込む】

- 工事を中止したにも関わらず工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

- 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

- 受注者の都合により、当初工期を短縮せざるを得ない場合

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

- パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械の台数を増加させた場合に要する費用。

- その他、必要と思われる費用。

増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとします。

■ 中止に伴う増加費用等の算定

- 増加費用等の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、中止期間中に必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づいて、費用の必要性・数量などを受発注者間で協議して行ないます。

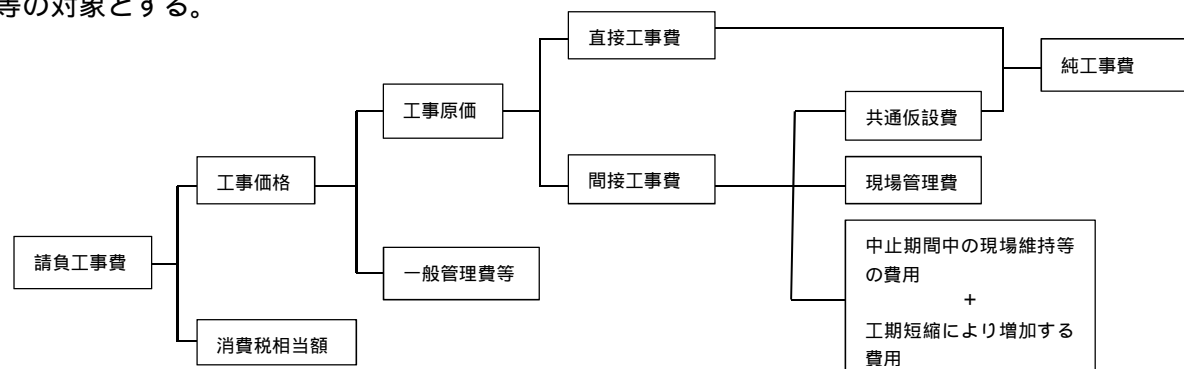
- 増加費用の各構成項目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算します。

再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で対応します。

- 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更で対応します。

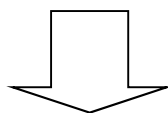
増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により「中止期間中の現場維持等の費用」として積算する内容は、次に掲げる「積上げ項目」及び「率で計上する項目」です。



【積上げ項目】

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材料等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止における項目で現場維持等に要する費用

【率で計上する項目】

運搬費の増加費用

- 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出工事現場への再搬入に要する費用
- 大型機械類等の現場内小運搬

安全費の増加費用

- 工事現場の維持に関する費用
保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用

役務費の増加費用

- 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

営繕費の増加費用

- 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

現場管理費の増加費用

- 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用しますが、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用できません。（ 経常的な工事とは、定期的あるいは一定の間隔や頻度で行う工事を指します。）

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算となります。

■増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後に発生した費用を対象として、以下により算定することとします。

中止期間が3ヶ月以下の場合は、標準積算により算定します。

中止期間が3ヶ月を超える場合及び道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用等に係る見積を求め、発注者と受注者が協議し、増加費用等を算定します。

標準積算の適用範囲は、積算基準策定時の検証結果から「中止期間3ヶ月以下」としています。

見積もりを求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収します。

増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後に発生したものを対象とします。

施工着手前における増加費用等に関する発注者・受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行なうとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行なうことが必要です。

標準積算による場合は、以下の算定式により算定します。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

$$G = dg \times J + a$$

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b)) \} + (N \times R \times 100) / J$$

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

a：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

N：一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（一般土木世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（別表-1）

別表 - 1

工 種 区 分		係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
		地方部 (一般交通等 の影響なし)	地方部 (一般交通等 影響あり) 山間僻地 離島	市街地 (D I D地区・ 準ずる地区)			
河 川 工 事		739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海 岸 工 事		105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道 路 改 良 工 事		339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼 橋 架 設 工 事		550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C 橋 工 事		476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
橋 梁 保 全 工 事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
舗 装 工 事		453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
ト ン ネ ル 工 事		293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事		151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道 路 維 持 工 事		96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河 川 維 持 工 事		439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下 水 道 工 事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公 園 工 事		244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事		351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事		508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事		256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

発注者は、契約後準備工に着手する前に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

「契約後準備工着手前」とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間を指します。



この場合の基本計画書及び増加費用の取り扱いは以下によることとします。

基本計画書の作成

- 契約約款の第16条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とされています。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ることとします。

増加費用等の取り扱い

- 一時中止に伴う増加費用等は計上しないものとします。

(4) 準備工期間に中止した場合

発注者は、準備工期間に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間を指します。



この場合の基本計画書及び増加費用の取り扱いは以下によることとします。

基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用 を記載した上で、その内容について発注者と協議し同意を得ることとします。

概算費用は、請求する場合のみ記載します。

概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではありません。

増加費用の取り扱い

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定されます。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性、数量など発注者・受注者が協議して決定します。
（積算は受注者から見積を求め行ないます。）

10．増加費用の設計書及び事務処理上の取り扱い

増加費用の設計書における取り扱い

- 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上します
- ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用等の合算額を請負工事費とみなします

増加費用の事務処理上の取り扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとします
- 増加費用は、受注者からの請求があった場合に負担します。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者及び受注者が協議して行ないます。

参考資料

■ 増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の各項目における積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用 (積上げ又は率により計上)

イ 材料費

材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が倉庫等 (受注者が工事現場に設置したものを除く) へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料
他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者との協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、或いは受発注者との協議により中止期間中稼動 (維持) させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費 (組立て、解体を含む。) が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用 (組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

工事現場外へ搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し或いは受発注者との協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備

作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示し或いは受発注者との協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済みの安全設備のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し或いは受発注者との協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借り上げ、解約などに要した増加費用

電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

- ル 技術管理費
 - 原則として、増加費用は計上しないものとする。
 - 但し、現場搬入済みの調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用
- ヲ 営繕費
 - 中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用
- ワ 労務者輸送費
 - 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
- カ 社員等従業員給料手当
 - 中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用
 - 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
 - 中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
 - 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
 - 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用
- コ 労務管理費
 - 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
 - 中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支払っており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
 - 解雇・休業手当を払う場合の費用
 - 受発注者協議により、適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用
- ク 地代
 - 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借り上げに要する費用として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
- ケ 福利厚生費等
 - 現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用
- (2) 本支店における増加費用
 - 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- (3) 消費税相当額
 - 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

■ 工事請負代金の構成

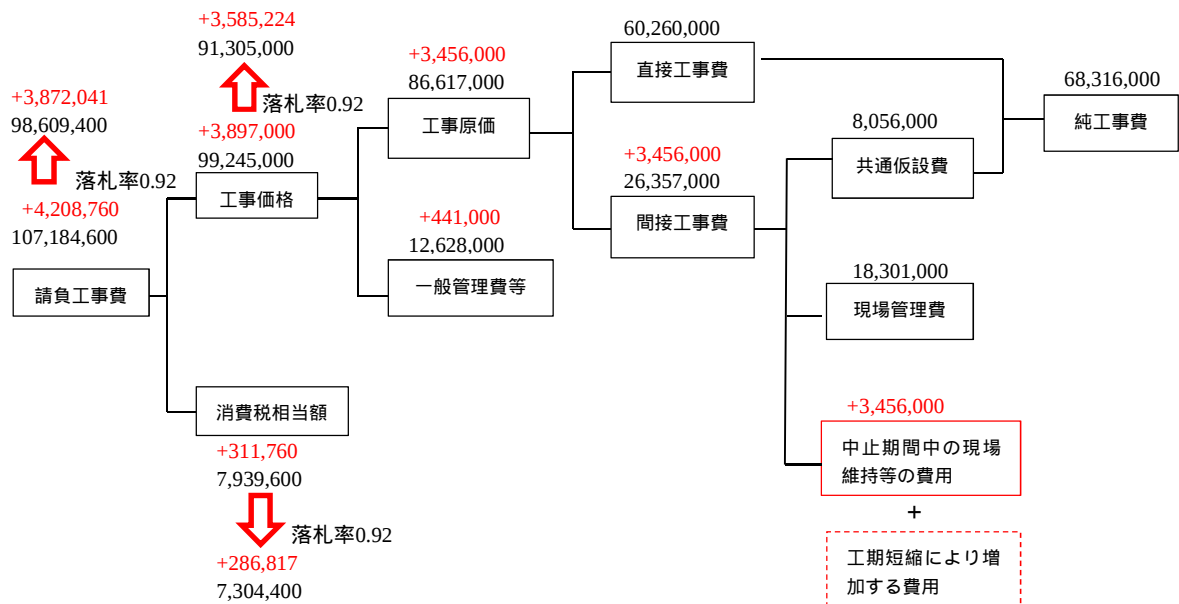
増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

落札率は、通常の変更と同様に考慮する。

増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

(増額費用の積算例)
見積積算による場合



※※直接工事費計※※					60,260,000	
共通仮設費	率分算定式・8056000=(60260000*0.1337)-0 対象額……60,260,000 率(加算含)0.1337	対象額費目計	60,260,000	内加算率……0.0150 処分費等割合	8,056,000	
※※共通仮設費計※※				式	8,056,000	
※※純工事費※※					8,056,000	
現場管理費	率分算出式・18301000=(68316000*0.2679)-0 対象額……68,316,000 率(加算含)0.2679	対象額費目計	68,316,000	内加算率計……0.0100	18,301,000	
工事一時中止増加費用				式	18,301,000	
					0	Z0040
				式	3,456,000	
中止期間中の現場維持費					-	W0001
※※工事原価※※			1	式	3,456,000	
					86,617,000	
一般管理費等	率分算出式・13069592=(90073000*((0.1447*1.00)+0.0004))-0 対象額……90,073,000 率……0.1447	対象額費目計	90,073,000	前払補正率……1.0000	12,628,000	
【工事価格計(千円止)】				式	13,069,000	
					99,245,000	
【消費税及び地方消費税計】	率分算出式・8251360=103142000*0.08 対象額……103,142,000 率……0.0800			式	103,142,000	
【工事費計】					7,939,600	
					8,251,360	
					107,184,600	
					111,393,360	

【変更工事額計算式】

今回請負額(税抜き)

$$98,609,400 \div 107,184,600 \times 103,142,000 = 94,890,224$$

今回請負額(税込み)

$$94,890,224 \times 1.08 = 102,481,441$$

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

税抜き金額

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇株	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇株	38,000	
合 計			101,300	

[illegible]

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
○月	7,850		26,300	38,000
○月			26,300	38,000
○月	27,648		26,300	38,000
○月		37,000	26,300	38,000
○月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

■工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）

（様式 - 1 ） 請負工事の一時中止について

（別紙（様式 - 1、2 ）） 一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

（様式 - 2 ） 請負工事の一時中止について

（様式 - 3 ） 工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

（別紙（様式 - 3 ）） 基本計画書

（様式 - 4 ） 一時中止中の請負工事の再開について

（様式 - 5 ） 一時中止中の請負工事の再開について

様式 - 1

第 〇〇 号
平成 年 月 日

工事契約課長 様

発注課（室）長

請負工事の一時中止について

工事名

受注者

工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

施行中の標記工事について、下記のとおり工事の一時中止について通知されるよう依頼します。

記

・一時中止を必要とする理由

・一時中止の内容

（１）中止する工事の工種等

（２）中止する工事区域

（３）一時中止の期間

（４）中止期間中における工事現場の維持管理等（別紙のとおり）

別紙（様式 - 1、 2 ）

一時中止期間中における工事現場
の維持、管理等の基本的事項

1（維持、管理等について、詳細に記述する。）

工契発第 号
平成 年 月 日

受注者 様

熊本市長 大西 一史 印
(工事契約課扱い)

請負工事の一時中止について

工事名
工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日
平成 年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止されるよう、熊本市公共工事
請負契約約款第 20 条第 (1 または 2) 項の規定により通知します。

記

- ・一時中止を必要とする理由
- ・一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 管理体制等の基本的事項
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙 - 1 により行うこと。
 - (5) 基本計画書の提出
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式 - 3 により発注者に提出し承諾を得ること。
 - (6) 中止に関わる概算費用
 - <中止期間が3ヶ月以内の場合>「参考値」○○○円
概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。
指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
(土木工事標準積算基準書の計算方法により算出)
 - <中止期間が3ヶ月を超える場合>
監督職員が承諾した基本計画書に基づき、実費精算を行う。

別紙 - 1 (様式 - 1、 2)

一時中止期間中における工事現場
の維持、管理等の基本的事項

1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

様式 - 3

平成 年 月 日

熊本市長 大西 一史 様

受注者 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

工事名

平成 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画
を提出します。

基本計画書

- 1．基本計画書作成の目的
- 2．中止時点における内容
 - （1）中止する工事の出来高
 - （2）職員の体制
 - （3）労働者数
 - （4）搬入材料
 - （5）建設機械器具等
- 3．中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 4．工事現場の維持、管理に関する基本事項。
- 5．工事再開に向けた方策。
- 6．工事一時中止に伴う増加費用 及び算定根拠。
- 7．基本計画書に変更が生じた場合の手続き。
指示時点で想定している中止期間における概算金額

様式 - 4

〇〇発第 号
平成 年 月 日

工事契約課長 様

発注課（室）長

一時中止中の請負工事の再開について

工事名

受注者

一時中止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

一時中止中の標記工事について、平成 年 月 日から工事を再開する旨通知されるよう依頼します。

様式 - 5

工契発第 号
平成 年 月 日

受注者 様

熊本市長 大西 一史 印
(工事契約課扱い)

一時中止中の請負工事の再開について

工事名
中止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
平成 年 月 日付けの通知の標記工事は、平成 年 月 日より再開されるよう通知します。